

# インタフェース仕様書解説書 保険者編 新旧対照表

(内容現在 平成30年4月1日)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
1	表紙	平成 29年 7月	同	平成 30年 4月
2	2	異動区分コード：1 異動事由：04 要介護状態区分コード：要支援、 経過的要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降は1ヶ月未 満～24ヶ月(+1ヶ月 1)	同	異動区分コード：1 異動事由：04 要介護状態区分コード：要支援、 経過的要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降、平成30 年3月以前は1ヶ月未満～24 ヶ月(+1ヶ月 1) 平成30年4月以降は1ヶ月未 満～36ヶ月(+1ヶ月 1)
3	2	異動区分コード：1 異動事由：04 要介護状態区分コード：要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降は1ヶ月未 満～24ヶ月(+1ヶ月 1)	同	異動区分コード：1 異動事由：04 要介護状態区分コード：要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降、平成30 年3月以前は1ヶ月未満～24 ヶ月(+1ヶ月 1) 平成30年4月以降は1ヶ月未 満～36ヶ月(+1ヶ月 1)
4	2	異動区分コード：1 異動事由：99 要介護状態区分コード：要支援、 経過的要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降は1ヶ月未 満～24ヶ月(+1ヶ月 1)	同	異動区分コード：1 異動事由：99 要介護状態区分コード：要支援、 経過的要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降、平成30 年3月以前は1ヶ月未満～24 ヶ月(+1ヶ月 1) 平成30年4月以降は1ヶ月未 満～36ヶ月(+1ヶ月 1)
5	2	異動区分コード：1 異動事由：99 要介護状態区分コード：要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降は1ヶ月未 満～24ヶ月(+1ヶ月 1)	同	異動区分コード：1 異動事由：99 要介護状態区分コード：要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降、平成30 年3月以前は1ヶ月未満～24 ヶ月(+1ヶ月 1) 平成30年4月以降は1ヶ月未 満～36ヶ月(+1ヶ月 1)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
6	2 - 1	異動区分コード：2 異動事由：03 要介護状態区分コード：要支援、 経過的要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月(+1ヶ月 1、 2)	同	異動区分コード：2 異動事由：03 要介護状態区分コード：要支援、 経過的要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降、平成30 年3月以前は3ヶ月～24ヶ月 (+1ヶ月 1、 2) 平成30年4月以降は3ヶ月～ 36ヶ月(+1ヶ月 1、 2)
7	2 - 1	異動区分コード：2 異動事由：03 要介護状態区分コード：要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月(+1ヶ月 1)	同	異動区分コード：2 異動事由：03 要介護状態区分コード：要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降、平成30 年3月以前は3ヶ月～24ヶ月 (+1ヶ月 1) 平成30年4月以降は3ヶ月～ 36ヶ月(+1ヶ月 1)
8	2 - 1	異動区分コード：2 異動事由：99 要介護状態区分コード：要支援、 経過的要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月(+1ヶ月 1、 2)	同	異動区分コード：2 異動事由：99 要介護状態区分コード：要支援、 経過的要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降、平成30 年3月以前は3ヶ月～24ヶ月 (+1ヶ月 1、 2) 平成30年4月以降は3ヶ月～ 36ヶ月(+1ヶ月 1、 2)
9	2 - 1	異動区分コード：2 異動事由：99 要介護状態区分コード：要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月(+1ヶ月 1、 2)	同	異動区分コード：2 異動事由：99 要介護状態区分コード：要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降、平成30 年3月以前は3ヶ月～24ヶ月 (+1ヶ月 1、 2) 平成30年4月以降は3ヶ月～ 36ヶ月(+1ヶ月 1、 2)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
10	2 - 1	異動区分コード：3 異動事由：02 要介護状態区分コード：要支援、 経過的要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月(+1ヶ月 1、 2)	同	異動区分コード：3 異動事由：02 要介護状態区分コード：要支援、 経過的要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降、平成30 年3月以前は3ヶ月～24ヶ月 (+1ヶ月 1、 2) 平成30年4月以降は3ヶ月～ 36ヶ月(+1ヶ月 1、 2)
11	2 - 1	異動区分コード：3 異動事由：02 要介護状態区分コード：要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月(+1ヶ月 1、 2)	同	異動区分コード：3 異動事由：02 要介護状態区分コード：要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降、平成30 年3月以前は3ヶ月～24ヶ月 (+1ヶ月 1、 2) 平成30年4月以降は3ヶ月～ 36ヶ月(+1ヶ月 1、 2)
12	2 - 1	異動区分コード：3 異動事由：99 要介護状態区分コード：要支援、 経過的要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月(+1ヶ月 1、 2)	同	異動区分コード：3 異動事由：99 要介護状態区分コード：要支援、 経過的要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降、平成30 年3月以前は3ヶ月～24ヶ月 (+1ヶ月 1、 2) 平成30年4月以降は3ヶ月～ 36ヶ月(+1ヶ月 1、 2)
13	2 - 1	異動区分コード：3 異動事由：99 要介護状態区分コード：要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月(+1ヶ月 1、 2)	同	異動区分コード：3 異動事由：99 要介護状態区分コード：要介護  <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降、平成30 年3月以前は3ヶ月～24ヶ月 (+1ヶ月 1、 2) 平成30年4月以降は3ヶ月～ 36ヶ月(+1ヶ月 1、 2)

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
14			7	〔項番79〕三割負担適用開始年月日 適用開始年月日を異動年月日として設定する。
15	23	項番52 <項目名> 特定入所者介護・居住費（ユニット型準個室）負担限度額	同	項番52 <項目名> 特定入所者介護・居住費（ユニット型個室的多床室）負担限度額
16	23-1	項番77 <01項目関連検査> 19 33,34	23-1	項番77 <01項目関連検査> 19 33,34,37
17			23-2	項番79に以下の項目を追加 <項目名> 三割負担適用開始年月日
18			23-2	項番80に以下の項目を追加 <項目名> 三割負担適用終了年月日
19			23-2	項番81に以下の項目を追加 <項目名> 住所地郵便番号
20	24	*20:「利用者負担減免・旧措置入所者 給付率」の範囲検査 ・「二割負担適用開始年月日」が未設定の場合 「利用者負担減免・旧措置入所者 給付率」<90 ・「二割負担適用開始年月日」が設定されている場合 「利用者負担減免・旧措置入所者 給付率」<80	同	*20:「利用者負担減免・旧措置入所者 給付率」の範囲検査 ・「二割負担適用開始年月日」が未設定の場合かつ、「三割負担適用開始年月日」が未設定の場合 「利用者負担減免・旧措置入所者 給付率」90 ・「二割負担適用開始年月日」が設定されている場合かつ、「三割負担適用開始年月日」が未設定の場合 「利用者負担減免・旧措置入所者 給付率」80 ・「三割負担適用開始年月日」が設定されている場合 「利用者負担減免・旧措置入所者 給付率」70
21			24	*22:「三割負担適用開始年月日」の日付妥当検査 ・「異動年月日」>平成30年7月31日 ・「三割負担適用開始年月日」>平成30年7月31日
22			24	*23:「住所地郵便番号」の特殊検査 ・「異動年月日」が平成30年3月31日以前の情報に対し入力がある場合は未設定として扱いエラーとしない。

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
23			2 4	* 2 4 :「住所地郵便番号」の特殊検査(フォーマット) ・ 7桁の数字からなる文字列以外が入力されていた場合は未設定として扱いエラーとしない。
24	2 6 - 2	34-1 :「二割負担適用開始年月日」等の関連日付の比較検査 ~ ・「二割負担適用開始年月日」 < 「二割負担適用終了年月日」	同	34-1 :「二割負担適用開始年月日」等の関連日付の比較検査 ~ ・「二割負担適用開始年月日」 「二割負担適用終了年月日」
25			2 6 - 3	35 :「三割負担適用終了年月日」の関連検査 「三割負担適用終了年月日」が設定されている場合、「三割負担適用開始年月日」が設定されていること。
26			2 6 - 3	36 :「三割負担適用開始年月日」を基準とした関連検査 「三割負担適用開始年月日」が設定されている情報に対して、以下に示す一連の検査を行う。
27			2 6 - 3	36-1 :「三割負担適用開始年月日」等の関連日付の比較検査 ・ 以下の条件であること。ただし、両方の項目が設定された場合のみ検査を行う。 ・ 「三割負担適用開始年月日」 「三割負担適用終了年月日」
28			2 6 - 3	36-2 :「公費負担上限額減額の有無」に係る検査 ・ 以下の条件であること。 ・ 「公費負担上限額減額」の有無が入力されている場合、「公費負担上限額減額の有無」に「2 : 有り」が設定されていないこと。

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
29			26 - 3	<p>36-3:「社会福祉法人軽減情報・軽減率適用開始年月日」に係る検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会福祉法人軽減情報・軽減率適用開始年月日」が設定された情報に対して、以下に示す検査を行う。</li> <li>・「三割負担適用終了年月日」と「社会福祉法人軽減情報・軽減率適用終了年月日」が未設定(NULL または全て'0')の場合は最大値(全て'9')に置換えて検査を行う。</li> <li>・以下の条件であること。</li> <li>・「社会福祉法人軽減情報・軽減率適用終了年月日」&lt;「三割負担適用開始年月日」または「社会福祉法人軽減情報・軽減率適用開始年月日」&gt;「三割負担適用終了年月日」</li> </ul>
30			26 - 3	<p>36-4:「生年月日」に係る検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の条件であること。</li> <li>・「三割負担適用開始年月日」に入力された日付時点の年齢(「生年月日」から起算しその前日で年齢加算)が65歳以上であること。</li> </ul>
31			26 - 3	<p>36-5:「みなし要介護区分コード」に係る検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の条件であること。</li> <li>・「みなし要介護区分コード」が“2:みなし認定(旧措置入所者)”以外であること。</li> </ul>
32			26 - 3	<p>37:「二割負担適用開始年月日」、「三割負担適用開始年月日」に係る検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「二割負担適用開始年月日」と「三割負担適用開始年月日」が共に設定された情報に対して、以下に示す検査を行う。</li> <li>・「二割負担適用終了年月日」と「三割負担適用終了年月日」が未設定(NULL または全て'0')の場合は最大値(全て'9')に置換えて検査を行う。</li> <li>・以下の条件であること。</li> <li>・「三割負担適用終了年月日」の年月&lt;「二割負担適用開始年月日」または「三割負担適用開始年月日」の年月&gt;「二割負担適用終了年月日」の年月</li> </ul>

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
33	28	* 5 : 「介護予防・日常生活支援総合事業開始年月」の範囲検査 「介護予防・日常生活支援総合事業開始年月」の値が平成 27 年 4 月～平成 29 年 4 月の期間外である場合はエラーとする。	同	* 5 : 「介護予防・日常生活支援総合事業開始年月」の範囲検査 「介護予防・日常生活支援総合事業開始年月」の値が平成 27 年 3 月以前である場合はエラーとする。
34	38 - 11	連番 4 異動事由 <07 特殊検査> 空白	同	連番 4 異動事由 <07 特殊検査> *4
35	38 - 11	連番 5 証記載保険者番号 <07 特殊検査> 空白	同	連番 5 証記載保険者番号 <07 特殊検査> *4
36	38 - 11	連番 7 個人番号 <07 特殊検査> *3	同	連番 7 個人番号 <07 特殊検査> *3, *4
37			38 - 12	* 4 : 「異動事由」、「証記載保険者番号」、「個人番号」の特殊検査 ・「異動事由」が“ 01 : 受給者台帳の異動(新規、区間異動等)”の場合、直前履歴から「個人番号」が変更されている場合はエラーとする。 ・「異動事由」が“ 02 : 個人番号の変更による異動”の場合、直前履歴から「証記載保険者番号」が変更されている場合はエラーとする。ただし「証記載保険者番号」、「個人番号」が共に変更されている場合はエラーとしない。
38	43	様式番号 10 様式第二 <様式名称> 居宅サービス介護給付費明細書 (訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用))	同	様式番号 10 様式第二 <様式名称> 居宅サービス介護給付費明細書 (訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・小規模多機能型居宅介護(短期利用)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用))

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
39	4 3	様式番号 1 1 様式第二の二 <様式名称> 介護予防サービス介護給付費明細書（介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用））	同	様式番号 1 1 様式第二の二 <様式名称> 介護予防サービス介護給付費明細書（介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用））
40			4 3	以下の項目を追加 様式番号 2 A 様式第四の三 様式番号 2 B 様式第四の四
41			4 4	以下の項目を追加 様式番号 6 1 様式第九の二
42	4 5	申立対象項目番号 1 1 ~ 1 6 <申立対象項目> 緊急時施設療養費	同	申立対象項目番号 1 1 ~ 1 6 <申立対象項目> 緊急時施設療養（診療）費
43	4 5	申立対象項目番号 2 0 <申立対象項目> 特定診療費・特別療養費	同	申立対象項目番号 2 0 <申立対象項目> 特定診療費・特別療養費・特別診療費
44	4 6	再審査申立の対象にできるものは、サービス種類コードおよびサービス項目コードで示すサービス、緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費、特定診療費又は特別療養費の出来高分のみであり、介護給付費給付実績の明細レコード、緊急レコード、療養レコード、特定レコードである。サービス計画費、食事提供費、特定入所者介護サービス費等についての再審査申立は行わない。	同	再審査申立の対象にできるものは、サービス種類コードおよびサービス項目コードで示すサービス、緊急時施設療養費又は緊急時施設診療費、所定疾患施設療養費、特定診療費、特別療養費又は特別診療費の出来高分のみであり、介護給付費給付実績の明細レコード、緊急レコード、療養レコード、特定レコードである。サービス計画費、食事提供費、特定入所者介護サービス費等についての再審査申立は行わない。
45	4 9	申立対象項目番号 1 1 ~ 1 6 <内容> 緊急時施設療養費	同	申立対象項目番号 1 1 ~ 1 6 <内容> 緊急時施設療養（診療）費
46	4 9	申立対象項目番号 2 0 <内容> 特定診療費・特別療養費	同	申立対象項目番号 2 0 <内容> 特定診療費・特別療養費・特別診療費
47			5 2 - 3	項番 1 2 に以下の項目を追加 <情報名> 高額介護サービス費月別集計一覧表情報



No.	ページ	改定前	ページ	改定後
48			52 - 3	項番13に以下の項目を追加 <情報名> 高額介護サービス費月別集計一 覧表情報(総合事業)
49	54	~省略~ 項番19「中止理由・入所(院) 前の状況コード」には、様式 二,二の二の場合は、中止理由 を設定する。様式六~六の四, 八,九,十の場合は、入所(院) 前の状況を設定する。	同	~省略~ 項番19「中止理由・入所(院) 前の状況コード」には、様式二, 二の二の場合は、中止理由を設 定する。様式六~六の四,八~ 十の場合は、入所(院)前の状 況を設定する。
50	54	項番25「保険給付率」 通常は90、利用者負担の減免対 象者は91~100、保険給付額の減 額対象者は70とする。	同	項番25「保険給付率」 通常は90、利用者負担の減免対 象者は91~100、保険給付額の減 額対象者のうち三割負担対象者 は60%、それ以外は70%とする。
51	54	(3)緊急時施設療養情報レコ ード・所定疾患施設療養費等情 報レコード	同	(3)緊急時施設療養・緊急時 施設診療情報レコード・所定疾 患施設療養費等情報レコード
52			54	(3) 所定疾患施設療養費等情報レ コードの項番27「摘要1」 平成30年4月以降に所定疾患 施設療養費を算定する場合、 所定疾患施設療養費等情報レ コードの「摘要1」に、平成13 年11月16日老老発31号 厚生労働省老健局老人保健課長 通知「介護給付費請求書の記 載要領について」の定義に基づ き設定する。
53	55	(4)特定診療費・特別療養費 情報レコード	同	(4)特定診療費・特別療養費・ 特別診療費情報レコード
54	55	平成15年4月サービス以降 ・原則として、当該レコードの 識別番号の特定診療費又は特別 療養費に対応する傷病名を設定 する。	同	平成15年4月サービス以降 ・原則として、当該レコードの 識別番号の特定診療費、特別療 養費又は特別診療費に対応する 傷病名を設定する。
55	55	平成15年4月サービス以降 ・当該識別番号の特定診療費又 は特別療養費が傷病名の設定を 要しないものについては、1レ コード目以降に連続して、傷病 名を省略して設定する。	同	平成15年4月サービス以降 ・当該識別番号の特定診療費、 特別療養費又は特別診療費が傷 病名の設定を要しないものにつ いては、1レコード目以降に連 続して、傷病名を省略して設定 する。
56	55	(設定例) ア.傷病名と識別番号単位の特 定診療費又は特別療養費の請求 が1対1に対応づけられる場合 複数のレコードに同じ傷病名が ある場合は、傷病名が同じレコ ードは続けて設定する。	同	(設定例) ア.傷病名と識別番号単位の特 定診療費、特別療養費又は特別 診療費の請求が1対1に対応づ けられる場合複数のレコードに 同じ傷病名がある場合は、傷病 名が同じレコードは続けて設定 する。

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
57	5 5	( 設定例 ) ア . 特定診療費・特別療養費情報レコード順次番号	同	( 設定例 ) ア . 特定診療費レコード順次番号
58	5 5	( 設定例 ) イ . 傷病名と識別番号単位の特 定診療費又は特別療養費の請求 が対応づけられない場合 2 レコ ード目以降で傷病名が空白の場 合は、直前レコードと同一の傷 病名とみなす。	同	( 設定例 ) イ . 傷病名と識別番号単位の特 定診療費、特別療養費又は特別 診療費の請求が対応づけられ ない場合 2 レコード目以降で傷 病名が空白の場合は、直前レコ ードと同一の傷病名とみなす。
59	5 5	( 設定例 ) イ . 特定診療費・特別療養費情報レ コード順次番号	同	( 設定例 ) イ . 特定診療費レコード順次番号
60	5 6	( 7 ) 集計レコード 項番 8 「サービス実日数」 サービス提供年月が平成 1 4 年 1 月以降の短期入所サービスに ついて、償還明細書様式第三、 第四、第五、第六の五～第六の 七の「短期入所実日数」を設定 する。従来、レセプト上の短期 入所実日数は、項番 1 3 「短期 入所実日数」に設定していたが、 区分支給限度基準額の一本化に 伴う様式の変更において、レセ プト上に記載されるのが保険対 象分のみの日数となった為、イ ンタフェース上では、従来と設 定する項目を変えて情報を区別 する。	同	( 7 ) 集計レコード 項番 8 「サービス実日数」 サービス提供年月が平成 1 4 年 1 月以降の短期入所サービスに ついて、償還明細書様式第三、 第三の二、第四、第四の二、第 四の三、第四の四、第五、第五 の二、第六の五～第六の七の「短 期入所実日数」を設定する。従 来、レセプト上の短期入所実日 数は、項番 1 3 「短期入所実日 数」に設定していたが、区分支 給限度基準額の一本化に伴う様 式の変更において、レセプト上 に記載されるのが保険対象分の みの日数となった為、インタフ ェース上では、従来と設定する 項目を変えて情報を区別する。
61	5 6 - 2	( 2 ) 項番 9 「支給金額」 総合事業サービス ( A 1 ~ A E ) の社会福祉法人による軽 減を対象外とする。	同	( 2 ) 項番 9 「支給金額」 平成 3 0 年 4 月サービス以 降、総合事業サービス ( A 1 ~ A 8 ) について、社会福祉法人 が低所得者に対して軽減措置を 講じた場合、軽減後の利用者負 担額より高額支給額の算出を行 う。

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
62	6 8	<p>3 . 2 . 2 出力情報内に複数のレコード形式が存在する場合のレコード編綴  ( 1 ) 保険者が広域連合（または政令市）の場合のレコード編綴  対象となる出力情報  要介護認定期限到来者一覧表情報、償還払支給決定者一覧表情報、償還払不支給決定者一覧表情報、介護給付費通知一覧表情報、高額介護サービス費給付対象者一覧表情報、高額介護サービス費給付対象者一覧表情報（総合事業）高額介護サービス費支給（不支給）決定者一覧表情報、振込者一覧表情報、振込不能者一覧表情報、高額介護サービス費支給（不支給）決定者一覧表情報（総合事業）振込者一覧表情報（総合事業）振込不能者一覧表情報（総合事業）、主治医意見書料支払一覧表情報</p>	同	<p>3 . 2 . 2 出力情報内に複数のレコード形式が存在する場合のレコード編綴  ( 1 ) 保険者が広域連合（または政令市）の場合のレコード編綴  対象となる出力情報  要介護認定期限到来者一覧表情報、償還払支給決定者一覧表情報、償還払不支給決定者一覧表情報、介護給付費通知一覧表情報、高額介護サービス費給付対象者一覧表情報、高額介護サービス費給付対象者一覧表情報（総合事業）高額介護サービス費支給（不支給）決定者一覧表情報、振込者一覧表情報、振込不能者一覧表情報、高額介護サービス費支給（不支給）決定者一覧表情報（総合事業）振込者一覧表情報（総合事業）振込不能者一覧表情報（総合事業）、主治医意見書料支払一覧表情報、高額介護サービス費月別集計一覧表情報、高額介護サービス費月別集計一覧表情報（総合事業）</p>
63	7 2 - 5	<p>( 8 ) 高額介護サービス費相当事業分に対する社会福祉法人の軽減は対応を行わない。</p>	同	<p>( 8 ) 平成30年4月サービス以降、総合事業サービス（A1～A8）について、社会福祉法人が低所得者に対して軽減措置を講じた場合、軽減後の利用者負担額より高額支給額の算出を行う。</p>
64			7 3 - 5	<p>「3 . 2 . 1 4 高額介護サービス費月別集計一覧表情報」を追加</p>
65			7 3 - 6	<p>「3 . 2 . 1 5 高額介護サービス費月別集計一覧表情報（総合事業）」を追加</p>
66	7 4	<p>3 . 2 . 1 4 帳票出力順について</p>	同	<p>3 . 2 . 1 6 帳票出力順について</p>
67	7 4	<p>3 . 2 . 1 5 各出力情報の再発行について</p>	同	<p>3 . 2 . 1 7 各出力情報の再発行について</p>
68	7 5	<p>3 . 3 . 1 ( 1 )  高額介護サービス費支給処理  ア . ~ エ . 省略</p>	同	<p>3 . 3 . 1 ( 1 )  高額介護サービス費支給処理  ア . ~ エ . 省略  オ . 高額介護サービス費月別集計一覧表、高額介護サービス費月別集計一覧表（総合事業）の出力の委託</p>

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
69	80	(5) 国保連合会での処理に必要な情報送付しなくてもよい。	同	(5) 国保連合会での処理に必要な情報は送付しなくてもよい。
70	80	(7) 緊急時施設療養情報レコード・所定疾患施設療養費等情報レコード	同	(7) 緊急時施設療養・緊急時施設診療情報レコード・所定疾患施設療養費等情報レコード
71	81	(9) サービス提供年月が平成14年1月以降の短期入所サービスについて、請求明細書または、償還明細書様式第三、第四、第五、第三の二、第四の二、第五の二、第六の五、第六の六上の「短期入所実日数」を設定する。	同	(9) サービス提供年月が平成14年1月以降の短期入所サービスについて、請求明細書または、償還明細書様式第三、第四、第五、第三の二、第四の二、第五の二、第六の五、第六の六、第四の三、第四の四上の「短期入所実日数」を設定する。
72	82	(2) 緊急時施設療養情報レコード・所定疾患施設療養費等情報レコード	同	(2) 緊急時施設療養・緊急時施設診療情報レコード・所定疾患施設療養費等情報レコード
73			付 - 1	レコード項目「基本摘要情報」の行を追加
74	付 - 1	緊急時療養費情報	同	緊急時施設療養・緊急時施設診療情報
75	付 - 1	特定診療費・特別療養費情報	同	特定診療費・特別療養費・特別診療費情報
76	付 - 3	. a ) <サービス種類コード> 11~17,61~67,71~77	同	. a ) <サービス種類コード> 11~17,61~67,71~79
77			付 - 3	. a ) サービス種類コード：2A,2B の行を追加
78			付 - 3	. a ) サービス種類コード：55 の行を追加
79	付 - 3	緊急時施設療養 四,四の二,九 7151,7152,7153,7154,7155,7156,7191,7192,7193,7194,7195	付 - 3 - 1	緊急時施設療養・緊急時施設診療 四,四の二,九,四の三,四の四,九の二 7151,7152,7153,7154,7155,7156,7191,7192,7193,7194,7195,7157,7158,7196
80	付 - 3	特定診療費・特別療養費 四,四の二,九,五,五の二,十 7155,7156,7194,7195,7161,7162,7163,7164,7165,71A1,71A2,71A3	付 - 3 - 1	特定診療費・特別療養費・特別診療費 四,四の二,九,五,五の二,十,四の三,四の四,九の二 7155,7156,7194,7195,7161,7162,7163,7164,7165,71A1,71A2,71A3,7157,7158,7196

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
81	付 - 4	特定入所者介護サービス費 三,三の二,四,四の二,五,五の 二,八,九,十 7143,7153,7155,7164,7183,719 3,7194,7195,71A3,7144,7154,7 156,7165	同	特定入所者介護サービス費 三,三の二,四,四の二,五,五の 二,八,九,十,四の三,四の四,九 の二 7143,7153,7155,7164,7183,719 3,7194,7195,71A3,7144,7154,7 156,7165,7157,7158,7196
82	付 - 5	. a ) <サービス種類コード> 11 ~ 17,61 ~ 67,71 ~ 77	同	. a ) <サービス種類コード> 11 ~ 17,61 ~ 67,71 ~ 79
83			付 - 5	. a ) サービス種類コード : 2A,2B の行を追加
84			付 - 5	. a ) サービス種類コード : 55 の行を追加
85	付 - 5	緊急時施設療養 四,四の二,九 7151,7152,7153,7154,7155,715 6,7191,7192,7193,7194,7195	同	緊急時施設療養・緊急時施設診 療 四,四の二,九,四の三,四の四, 九の二 7151,7152,7153,7154,7155,715 6,7191,7192,7193,7194,7195, 7157,7158,7196
86	付 - 5	特定診療費・特別療養費 四,四の二,九,五,五の二,十 7155,7156,7194,7195,7161,716 2,7163,7164,7165,71A1,71A2,7 1A3	同	特定診療費・特別療養費・特別 診療費 四,四の二,九,五,五の二,十,四 の三,四の四,九の二 7155,7156,7194,7195,7161,716 2,7163,7164,7165,71A1,71A2,7 1A3,7157,7158,7196
87	付 - 5	特定入所者介護サービス費 三,三の二,四,四の二,五,五の 二,八,九,十 7143,7153,7155,7164,7183,719 3,7194,7195,71A3,7144,7154,7 156,7165	付 - 5 - 1	特定入所者介護サービス費 三,三の二,四,四の二,五,五の 二,八,九,十,四の三,四の四,九 の二 7143,7153,7155,7164,7183,719 3,7194,7195,71A3,7144,7154,7 156,7165,7157,7158,7196